# 「歴史的風致維持向上計画」策定に向けた手引き ~事例からみる計画策定の意義·効果~

#### く目次>

#### 1章. はじめに

- 1-1. 本書の目的と構成
- 1-2. 用語の定義

#### 2章、「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果

- 2-1. 計画策定の要件
- 2-2. 「歴まち計画」の特徴及び計画策定に伴う効果
- 2-3. 「歴まち計画」策定自治体への支援措置・制度

#### 3章、「歴まち計画」の策定体制・流れ

- 3-1. 「歴まち計画」の策定体制
- 3-2. 「歴まち計画」策定の流れ
- 3-3、継続した歴史まちづくりへの取組

#### 相談窓口

## 令和2年3月

(令和3年3月一部改定)

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

# 1章。はじめに

#### 1-1. 本書の目的と構成

#### (1)本書の目的

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴史まちづくり法」と略記)は、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくために、平成20年に制定されました。
- ・「歴史的風致」は、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・ 伝統を反映した人々の活動の3つが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境を指し、これらを一 体的に「維持」、「向上」させることを目的としています。

#### 歷史的風致

1. 地域におけるその固有の歴 史及び伝統を反映した「人々の活動」 = 人々の営み



2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境







高山市三町伝統的建造物群保存地区と高山祭(岐阜県高山市)

- ・具体的な方法としては、歴史まちづくりをすすめる自治体が、「歴史的風致維持向上計画」(以下、「歴まち計画」と略記)を作成し、これを国が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった、重点的な支援を受けることができるようになります。
- ・令和3年3月末時点で「歴まち計画」を策定し、計画の遂行に取組む自治体は86自治体となり、うち、25 自治体は、1期計画を終え、2期計画に移行しています。
- ・一方で、平成30年に国土交通省が行った景観及び歴史まちづくりに関する全国調査\*では「財源の確保」、「職員不足」、「知識や技術の不足」が景観及び歴史まちづくりの課題としてあげられています。また、歴史まちづくりについては、「制度が認知されていない」ということも課題として明らかになりました。

※「景観及び歴史まちづくりの取組等に関するアンケート」(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課) 景観・歴史まちづくりに関する地方公共団体の取組状況や取組課題等を把握するとともに、景観・歴史 まちづくりに関する国の施策について、認知度、活用状況、有効性を把握することを目的とするアンケート

- ・このような状況を受け、「歴まち計画」の特徴や計画策定に伴う効果を広く伝えることを目的として、当該手引きを作成しました。
- ・また、「歴まち計画」を実際に策定する自治体に対しては、「歴史的風致維持計画策定マニュアル」も別途作成していますので、併せて参照ください。

#### (2)本書の構成

- ・本書の構成は、「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果、「歴まち計画」の策定体制・流れとなっています。
- ・また、それぞれの章ごとに、「歴まち計画」策定に際しての対応状況について、自治体アンケート調査を行い、その内容(アンケート調査の概要は下段参照)を「自治体の声」として掲載しています。
  - ●アンケート調査の概要は以下のとおりです。

対象:「歴まち計画」認定済の78自治体及び同計画の策定に向けて協議中の12自治体

(令和元年10月時点)

回収状況:認定済自治体72、協議中自治体12 計84自治体(回収率:93%)

期間:令和元年12月~令和2年1月

主な設問項目:「歴まち計画」策定の特徴と効果、「歴まち計画」策定自治体への支援措置及び制度、

「歴まち計画」の策定体制、「計画策定の流れ」、「歴まち計画」策定時の工夫点

#### 1-2. 用語の定義

・ここでは、「歴まち計画」を策定する上で、使用する主な用語の定義を記載します。

#### ■ 歴史的風致

・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い 建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

#### ■ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

・伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の無形民俗文化財や生活文化等も含むもの

#### ■ 建造物

・建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの

#### ■ 歴史的風致を形成する建造物等

・歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地のことを指し、50年以上の歴史を有しているもの(文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取り扱う)

#### ■ 法定協議会

・「歴まち計画」の作成及び変更に関する協議並びに「歴まち計画」の実施に係る連絡調整を行うための協議会(各自治体で設置され、名称は様々)

#### ■ 重点区域

・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、又は、重要伝統的建造物群保存地区内の土地にあって、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

#### ■ 歴史的風致維持向上施設

・道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復元した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

#### ■ 歴史的風致形成建造物

・重点区域内において、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及 び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物(市町村が指定)

#### ■ 歴史的風致維持向上支援法人

・市町村が指定する、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等

#### ■ 歴史的風致維持向上地区計画制度

・地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建造物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするもの

# 2章、「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果

#### 2-1. 計画策定の要件

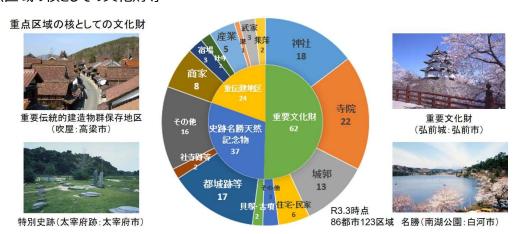
・「歴まち計画」を策定するにあたっては、当該計画に基づく「重点区域」を設定することが必須となっています。そのため、下記に示す重点区域を設定するための要件を満たすことが計画策定の要件となります。

重点区域を 策定する ための要件

- ・次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 「文化財保護法の規定により重要文化財」、「重要有形民俗文化財又は史跡名勝 天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、「文化財保護法の規定 により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地」
- ・全国約1,700市区町村のうち、要件を満たす自治体は<u>1,026</u>です(うち認定自治体が86自治体 (令和3年3月末時点))。



- ・令和3年2月時点で重点区域の核として位置づけられている文化財等は、重要文化財が62区域、史跡名勝天然記念物が37区域、重要伝統的建造物群保存地区が24区域となっています。これらの内訳をみると、重要文化財の場合、上位は寺院22、神社18、城郭13と寺社仏閣の割合が高くなっています。史跡名勝天然記念物は、都城跡等が17と圧倒的に多くなっています。重要伝統的建造物群保存地区は、地区の成り立ちごとに分類しており多様なタイプがみられますが、商家町の割合が高くなっています。
- ■重点区域の核としての文化財等



#### 2-2. 「歴まち計画」の特徴及び計画策定に伴う効果

#### (1)「歴まち計画」の特徴

- ・「歴まち計画」の特徴として挙げられるものは以下のようなものです。
- ①有形・無形の歴史的資産が一体となった概念である「歴史的風致」を市町村が設定し、市町村の総合計画や課題に照らして方針を定めることで、各自治体における歴史まちづくりのよりどころが示されます。
- ②重要文化財など単体の歴史的建造物だけでなく、その周辺環境についても、拠点施設の整備、まちなみ整備、歴史的活動の継続などに対する取組が行われることにより、まちなみ全体の歴史的風致の維持向上が図られます。
- ③法定協議会の定期的な開催や進行管理・評価の実施等、計画認定後の取組状況をフォローアップ し、計画の実効性を担保する仕組みが整備されています。
- ④計画策定を通じて「文化財部局」や「まちづくり部局」をはじめとした関係部局が連携することにより、歴史まちづくりの取組が円滑に実行可能な庁内体制が整備されます。
- ⑤計画策定や計画に基づく事業等に行政が率先して取り組むことにより、歴史まちづくりに対する気運が高まり、地域の住民・団体、民間事業者の主体的な取組が活発化されます。

#### (2)「歴まち計画」策定に伴う効果

・「歴まち計画」を策定し、自治体の取組を推進することによって波及する効果としては以下のようなことが挙 げられます。

#### 【効果1:観光資源整備に伴う地域活性化と郷土文化の誇りの熟成】(岐阜県高山市)

・高山市では、当該計画に位置付けた歴史的風致は、地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながっています。また、その影響を受けて、各地域のアイデンティティの確立や、地域の固有の伝統文化を保全し、後世に継承していく上で重要な意味を持っています。

#### 維持向上すべき歴史的風致 歴史的風致の維持向上の取組 高山祭は江戸時代から続く 祭礼行事であり、屋台を守り 続ける屋台組の人々の強い 思いと誇りによって執り行わ れ、旧城下町を絢爛豪華な 屋台が曳かれる。 土蔵を活用した歴史・美術展示 地域内外から支援者を募って 施設、空家等を活用した伝統 伝統行事等の人材を確保する 文化の体験交流施設を整備。 什組みの構築を図る。 1. 外国人観光客の増加 2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成 3. 固有の伝統文化の保存・継承 (R1) 約61万/ 外国人宿泊者数の推移 ■感じている 600 (H19) 500 約13万人 461 513 552 やや感じている 17% ■ あまり感じない 280364 300 200 132 171 148 187 ■感じていない 225 151 無回答 49% 祭りの歴史や文化を伝 屋台保存会において小学 生による「神楽舞」の復活 えるため、平成27年の 秋祭りで小学生が屋台 市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保 に取り組み、平成24年の 外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約61万 春祭りで50年ぶりに披露 に乗る体験を初実施 存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを 人(令和元年)に増加。 持っていると感じている」と回答

#### 【効果2 地域活動の活性化】(富山県高岡市)

・高岡市では、「歴史と文化をたのしむまち」を目指し、官民それぞれによる取組を実施しています。民間 (地域住民)では、機運の高まりによって、地域行事(獅子舞)の復活がみられると同時に、自治体と の連携による「景観づくり住民協定」の締結や、住民主体のまちあるきやワークショップも行われています。



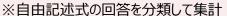
#### 【効果3:歴史的建造物の意匠の保全を図り、滅失を最小限にする】(茨城県桜川市)

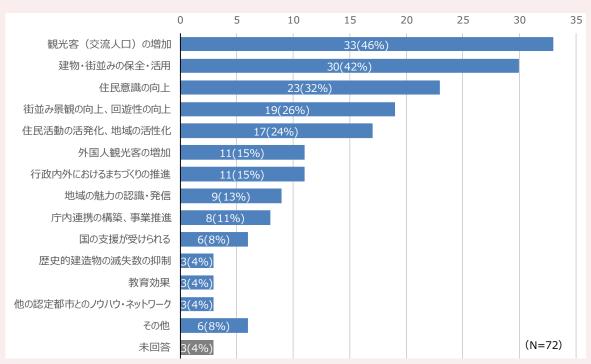
- ・桜川市では、平成22年6月に真壁地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成28年4月に建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定し、当該地区の建造物の意匠が保全されるようになりました。
- ・平成23年3月の東日本大震災により地域は大きな被害を受けましたが、歴史まちづくり法に基づく支援制度などを活用し、震災からの復旧・復興を図り、歴史的建造物の滅失を最小限にとどめています。



#### (自治体の声) 「歴まち計画」を策定したまちづくりへの効果

・「歴まち計画」を策定したまちづくりへの効果(策定して良かったこと)として、観光客(交流人口) の増加や、建物・街並みの保全・活用、について多くの回答が挙がっています。





・各自治体からの具体的な声として以下のようなことが挙げられています。

#### 〇歴史まちづくりに10年以上取り組んだ自治体の場合

- 歴史的建造物の滅失数の抑制や、観光客の増加、町家の保全、用水の整備促進などについて効果があった。また、県・市で連携して計画の推進にあたったことや庁内でのプロジェクトチームの設置が可能となり、行政内での歴史まちづくりの推進に寄与している。
- 観光客数は計画策定以降の10年間で約4倍に増加した。老朽化が進んでいた建造物は改修工事等により保存・活用がなされ、歴史的建造物の滅失を抑えることができた。
- 伝統工芸品の販路拡大・販売促進推進事業で、国内外への進出機会・新規需要の開拓が促進した。また、市内の飲食店や宿泊施設への伝統工芸品の普及により、観光客の目に触れる機会も広がった。

#### 〇策定から間もない自治体の場合

- ●地域の歴史的資源の魅力を再発見することになった。祭礼の調査を通して、これまでに知られていなかったものも新たに発見され、価値評価が高まった。
- ●歴史に関心がある住民がまちづくり事業に参加してくれるようになり、地域コミュニティが広がった。
- ●認定都市同士の勉強会である「歴まちサミット」に参加することで課題の意見交換や認定都市間のネットワークの強化を図ることができた。

#### 2-3. 「歴まち計画」策定自治体への支援措置・制度

#### (1)支援措置(重点的な支援)

- ・「歴まち計画」を策定すると社会資本整備総合交付金や景観改善推進事業などによる支援措置・制度 を活用できます。
- ■「歴まち計画」に対する主な支援措置



#### ●社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

- ・住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援します。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象に 追加されます。

#### ■事例(広島県竹原市)

・竹原市では、江戸末期に建てられた酒蔵(藤井酒造)を歴史的風致形成建造物に指定し、保存 修理を実施しました。







修理後

※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接

#### ●社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)

- ・地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的 資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援します。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものが支援対象に追加されます。

#### ■事例(石川県金沢市)

・金沢市では、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻しています。また、海鼠漆喰が特徴の鼠多門・鼠多門橋も復元整備されました。





金沢城公園

令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

#### ●社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

- ・地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援します。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象 に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げすることができます。

#### ■事例(秋田県大館市)

・秋田県大館市では、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」 「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きの推進を図っています。 ■基幹事業:高質空間形成施設 ■基幹事業:高次都市施設 ■基幹事業: 地域生活基盤施設 ■基幹事業: 高質空間形成施設 【駅前広場屋根の整備 ■基幹事業:地域生活基盤施設 【ハチ公広場】イメージ ■基幹事業: 地域生活基盤施設 多目的広場整備 ■基幹事業:高次都市施設 ■基幹事業:地域生活基盤施設 ■基幹事業: 高質空間形成施設 カラー舗装、園路 【秋田犬の里】 ■基幹事業:地域生活基盤施設 ■基幹事業:高質空間形成施設 【カラー舗装(園路)の整備】

#### ●景観改善推進事業による支援

- ・地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善を支援することにより、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資することが可能となります。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、景観計画策定・改訂に要する経費、景観計画策定・改訂にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費、景観規制上既存不適格となる建造物等への是正措置に対する整備が支援対象となります。
  - ※また、立地適正化計画策定又は策定に向けた具体的取組を公表している市町村においても当該事業支援を受けることが可能となります。

#### ■事業イメージ

・景観規制により既存不適格となった建造物の外観の塗り替え(イメージ)。





#### ●歴史的観光資源高質化支援事業による支援

・観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質の向上を図り、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却を支援します。

(補助事業者:地方公共団体、民間事業者等)観光庁が指定する地域かつ「歴まち計画」の認定自治体において実施されるものが対象となります。

#### ■美装化・除却のイメージ



歴史的まちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物の視線を遮る景観阻害物件を除却

#### ●農山漁村地域整備交付金(地域用水環境整備事業)

・国の登録文化財、認定計画に位置付けられた施設等、文化財として価値を有する農業水利施設等の 土地改良施設を対象に、その歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の補修等を支援します。

#### ■事例(群馬県甘楽町)

・甘楽町では、町指定文化財である雄川堰の洗い場等の整備を行い、町屋地区の桜並木と一体的な歴 史的景観を保持しています。

#### 改修前







#### ●税制

・歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するために、税制の特例措置を講じています。

#### ■所得税・法人税等

・「歴まち計画」に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について1,500万円控除

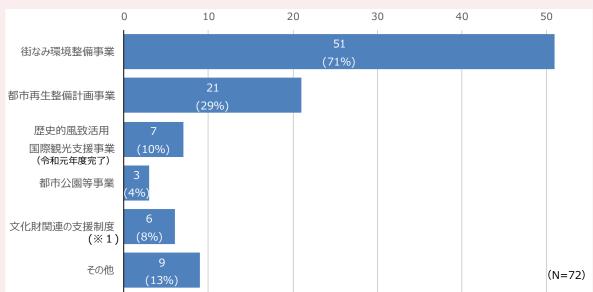
#### ■相続税

- ・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地については、相続税が3割評価減となります。
- ※当該手引書では、「歴まち計画」策定に伴う支援措置のうち、主たるものを選択・紹介していることから、「歴まち計画」策定に伴うすべての支援措置を掲載している訳ではありません。「歴まち計画」策定に伴い活用が可能となる支援措置・制度(メニューの確認)は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」等を参照ください。
  - なお、運用指針に掲載されている支援措置・制度は変更している場合がありますので、支援措置・制度の使用を希望される際は事前にお問い合わせください。

#### 【自治体の声】 重要かつ事業効果が高い支援制度

・認定された「歴まち計画」に基づく支援制度のうち、重要かつ事業効果が高いものとしては、71%の自治体が街なみ環境整備事業を、29%の自治体が都市再生整備計画事業を挙げています。

※自由記述式で2事業まで回答



※1:文化遺産総合活用推進事業、国宝重要文化財等保存整備費補助金、歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業、地域文化財総合活用推進事業、伝統的建造物群基盤強化事業

・各支援制度について重要・事業効果が高いと考える理由として、以下のような声が出ています。

#### 【街なみ環境整備事業】

- 道路美装化や歴史的建造物の修景助成など、景観の改善に欠かせない事業の多くで本事業を活用した。
- 東日本大震災で被災した重要伝統的建造物群保存地区外の歴史的建造物(登録有形文化財)を歴史的風致形成建造物に指定し、所有者に対し修理費の補助をすることができ、建造物の保存が図られた。
- 文化財指定には困難な地域の個性としての歴史的建造物の保存修理を進めることができ、滅失に 歯止めができるとともに、歴史的景観づくりの意識向上に寄与した。
- 歴史的風致形成建造物の買い取り整備が国費の対象となることから、本市の懸案事項解決において重大な効果があった。
- 「歴まち計画」重点区域内において、当該交付金を活用した歴史的風致形成建造物の修繕等のスポット整備により、建造物所有者が当該建造物を維持する意識が醸成され、貴重な歴史的資源を継承していることや、市街地のせせらぎを生かしたまちなみ景観の整備を進めることができた。

#### 【都市再生整備計画事業】

- 宿場町において、道路の美装化を行ったことにより、街道の景観が良好になり、歴史的風致が向上 し、当該地域への来訪者が増えた。
- 町内に点在する文化財を周遊し、情報発信の拠点施設として道の駅を整備した。オープンから3年が経過し来場者数が400万人を超え、本町は通過点から目的地として変わっている。

#### (2)制度

#### ●歴史的風致形成建造物の指定制度

- ・市町村は、「歴まち計画」に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できます。
- ・歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じますが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができます。
- ■指定実績(令和3年3月末現在)724件を指定
- ・町家のような建造物だけでなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用されています。









佐々木邸 (京都市)

大谷忠吉本店(白陽酒造) 建造物群(白河市)

金沢城惣構跡西内惣構跡 (金沢市)

津山城川門跡石垣 (津山市)

- ■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例
- ・指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物復旧にも活用されています。





街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成(京都市)





街なみ環境整備事業を活用した歴史的形成建造物の修理への助成(白河市)

#### 【自治体の声】 歴史的風致形成建造物の指定制度の活用

- ・約6割の自治体が歴史的風致形成建造物の指定制度を積極的に活用しています。具体的な内容として以下のようなことが挙げられています。
  - 民間所有かつ他の法令等で保護されていない歴史的建造物について、自治体が関知せずに減失することを防止することができた。
  - 歴史的風致形成建造物に指定することにより、地域住民に建造物が広く周知され、歴史的風致に 対する理解を高めることができた。
  - 補助事業の対象項目としても、歴史的風致形成建造物整備費が取り上げられ、事業も展開しやすい。

#### ●歴史的風致維持向上支援法人

- ・市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができます。
- ・歴史的風致維持向上支援法人に指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的 風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能と なり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができます。

#### ■指定実績(令和3年3月末現在)

7市(萩市、太宰府市(3)、白河市、川越市、和歌山市(2)、基山町(2)、栃木市)で8法人を指定

#### ■萩市

・萩市では、特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進しています。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり 博士検定



ワンコイントラスト (寄付) で修理が実現 した井上勝邸旧門

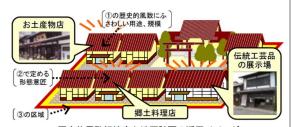
#### ■和歌山市

#### (NPO法人和歌浦)

- ・和歌祭の開催、普及啓発を主な活動とし、令和4年開催の400年祭に向けた実行委員会が立ち上がりました。
- ・担い手減少を解決するため、また伝統芸能の継承のため、小学生に演舞や御船歌の講座を開催 (年4校) し、次世代の担い手育成活動を行っています。

#### ●歴史的風致維持向上地区計画制度

- ・歴史的風致維持向上地区計画は、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建造物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするものです。
  - ■実績(令和3年3月末現在) 2地区(白河市、太宰府市)
  - ■歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定
    - ・土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定
      - ①地域の歴史的風致にふさわしい用途、規模
      - ②形態意匠に関する事項
      - ③上記の建造物の建築を認める区域



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

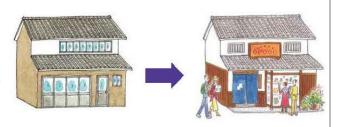
- ・用途地域による制限にかかわらず、①~③を満たす建造物の建築が可能となります。
- ■事例(福岡県太宰府市)
  - ・太宰府市では、国の特別史跡太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し住宅及び店舗付き住宅のみ認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能としています。





#### ●重点区域への特別用途地区の指定

- ・特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の 保護等の特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完する制度です。
- ■事例(奈良県斑鳩町 法隆寺周辺地区特別用途地区)
  - ・斑鳩町では「歴まち計画」の重点区域(約82ha)の一部に、「法隆寺周辺地区特別用途地区(24.9ha)」を指定しています。第1種低層住居専用地域に立地できる建物の用途を緩和し、宿泊施設や単独店舗などの立地を可能としました。
  - ・結果として、当該エリアにホテルや飲食店、物 品販売店が開業してきています。これにより、 まちあるき観光の実現に取り組んでいます。



立地可能な建物のイメージ 出典:法隆寺周辺地区特別用途地区パンフレット

# 3章、「歴まち計画」の策定体制・流れ

#### 3-1. 「歴まち計画」の策定体制

#### (1)策定体制の概要

・「歴まち計画」を策定するにあたっては、以下に示すように、①事務局の体制、②庁内連携の体制、③外部有識者の体制の3つの策定体制を整えることが求められます。

# ①事務局(作業部隊)の体制 ②庁内連携の体制 ● 企画部局 ● 観光部局 ● 農林水産部局 ● 産業経済部局 等

#### ③外部有識者の体制(法定協議会)

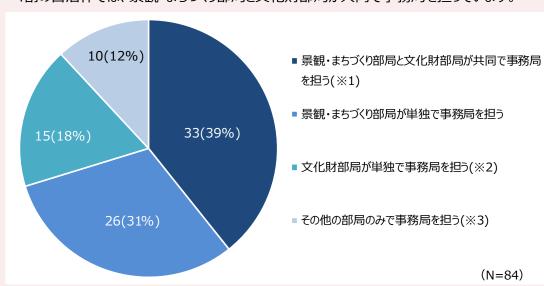
- ●学識経験者、専門家(有識者)
- ●住民団体、まちづくり関連団体
- ●観光関連団体、商工関連団体
- ●オブザーバー(地方整備局) 等

#### (2)事務局の体制

- ・「歴まち計画」策定にあたっての作業部隊となる事務局は、街並みの整備や景観施策にかかわる都市・まちづくり部局や、歴史的風致の核となる文化財を所管する文化財部局が担うことが一般的です。
- ・都市・まちづくり部局と文化財部局が連携して計画策定を推進していくことが重要です。
- ・事務局体制は、全体を見て編集をする者、文章を書く者、資料を探す者、図表・写真を用意する者の合計4人とすることが理想です。
- ・効率的に計画策定を進めるために、一部の作業を外部委託する方法もあります。

#### 【自治体の声】 事務局となる部局

- ・9割弱の自治体で景観・まちづくり部局または文化財部局が事務局となっており、この2部局が作業部隊の中心になっていることがわかります。
- ・4割の自治体では、景観・まちづくり部局と文化財部局が共同で事務局を担っています。



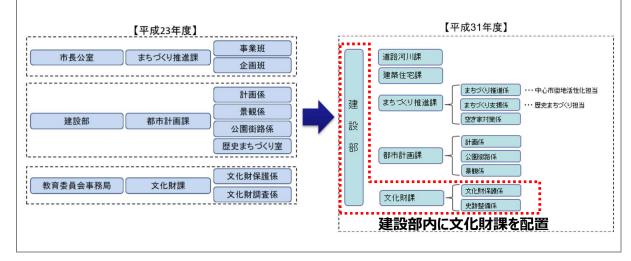
- ※1:同一部局で景観・まちづくりと文化財の両方を所管している場合も含みます。また、企画部局が事務局に入っている場合3件、観光部局が事務局に入っている場合1件を含みます。
- ※2:企画部局が事務局に入っている場合1件を含みます。
- ※3:その他の部局として、観光部局、企画部局、建設部局が挙がっています。

#### 1)組織の再編

- ・「歴まち計画」の策定や実行にあたって、庁内の組織を再編することも考えられます。
- ・地方公共団体における「文化財保護の事務」は教育委員会の所管とされていますが、文化財保護法の一部が改正され、平成31年4月1日以降、条例により地方公共団体の長が担当できるようになっています。

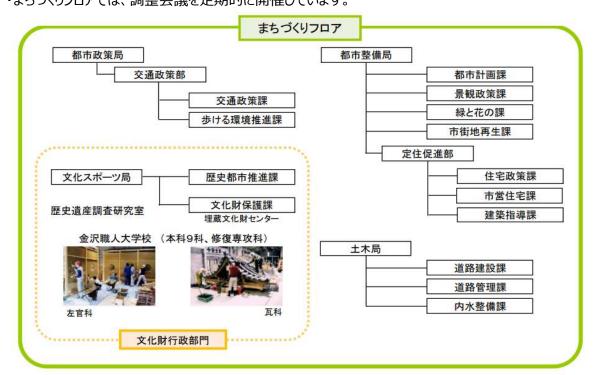
#### ■事例(福島県白河市)

・歴史まちづくりへの取り組みを意識した組織編成を実施しており、建設部直轄でまちづくり(歴史まちづくり・中心市街地活性化・空き家対策)、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られています。



#### ■事例(石川県金沢市)

- ・歴史まちづくりを総合的に推進するため、まちづくり関係課を「まちづくりフロア」として一体的に配置し、 関係課の横断的な連携強化を図っています。
- ・まちづくりフロアでは、調整会議を定期的に開催しています。

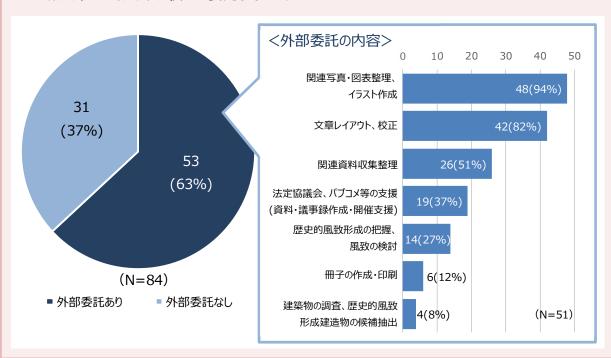


#### 2)外部への委託

- ・計画書の文書レイアウトや校正、図表の作成については外部の専門職に委託することで、自治体職員は 計画書全体の編集、歴史的風致に関する基礎作業、計画書の文章作成などに専念することができ、効 率的に計画策定を進めることができるようになります。
- ・歴史的風致に関する基礎作業(文化遺産の掘り起こしや歴史的風致としての証明など)は外部委託せず、地域のことを知る自治体職員自らが調査・執筆作業を行うことで、質の高い計画策定に繋がります。
- ・外部委託をせず、自治体内部職員のみで計画書を作成する際は、歴史的風致を記述する計画書前半は文化財部局、課題・方針・施策を記述する計画書後半は景観・まちづくり部局が中心となって書くなど、担当事務局内で役割分担を明確化することにより、効率的に作業を進めることができます。

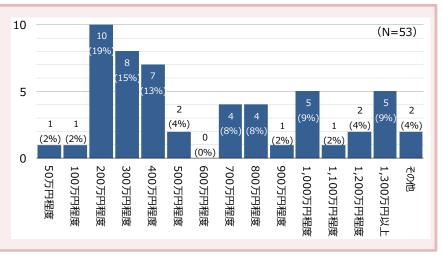
#### [自治体の声] 外部委託の有無と委託内容

- ・63%の自治体で、「歴まち計画」策定にあたって外部への委託を行っています。
- ・外部委託を行っている自治体の94%が関連写真・図表の整理やイラスト作成を委託し、82%が文章のレイアウトや校正を委託しています。



# 【自治体の声】 委託金額

- 自治体により委託内容や 期間にばらつきがあります。
- ・委託期間を1年、委託内容を図表の作成および文章のレイアウト・校正とした場合、200万円~400万円程度で契約するケースが多くなっています。

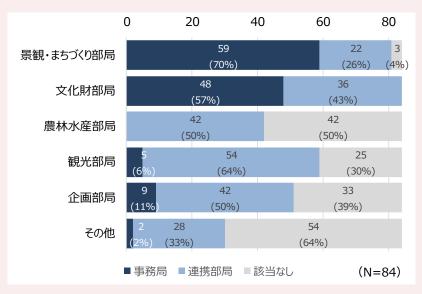


#### 3)庁内の連携体制

- ・「歴まち計画」が関連する分野は多岐にわたるため、計画策定・実行にあたっては、庁内で多様な部局が 連携することが肝要です。
- ・特に、庁内を横断的に調整する企画部局、歴史的風致を活用し地域活性化につなげる観光施策にかかわる観光部局、歴史的風致と密接に関わる地域の農業や食文化を扱う農林水産部局との連携が重要です。

#### (自治体の声) 連携部局となる部局

- ・景観・まちづくり部局は96%、文化財部局は100%の自治体において、事務局または連携部局となっています。
- ・農林水産部局、観光部局、企画部局は事務局となるケースは少ないですが、半数以上の自治体で連携部局になっています。



\*「その他」の主な内容:産業部局、商工部局、道路部局、建設部局、 学校教育部局、地域の支所等

#### 4)外部有識者の体制(法定協議会)

- ・「歴まち計画」の策定・実行にあたっては、専門知識を有する学識経験者、地域のまちづくりにかかわる地域団体、地域の歴史や文化財について見識のある地元関係者など、外部の有識者からのフィードバックが欠かせません。
- ・歴史まちづくり法では、外部の多様な主体と連携するために、「歴まち計画」の作成等に関する協議並びに 円滑な実施に係る連絡調整を行う「歴史的風致維持向上協議会」(法定協議会)を設置できることと しています。
- ・法定協議会のメンバーは、学識経験者、住民団体、まちづくり関連団体、専門家(有識者)、観光関連団体、商工関連団体及びオブザーバー等によって構成されます。

## 【自治体の声】 法定協議会の構成員

・それぞれの自治体において、多様な者が協議会の構成員となっていることがわかります。

学識経験者	•建築、都市計画、防災、建築史、都市史、郷土史、民俗学							
	・町内会、自治会、公募市民等の地域住民の代表者 等							
住民団体 	・地域の伝統行事保存団体 等							
ナナベンの即本日仕	・NPO団体、まちづくり公社 等							
まちづくり関連団体	・町並み保存会、まちづくり協議会 等							
	・建築士、不動産、造園、都市計画コンサルタント等							
専門家(有識者)	•文化財、歴史、考古学、民俗学(博物館職員) 等							
	・農業関連(農業協同組合、生産組合)等							
観光関連団体	・観光協会、ボランティアガイド、地元宿泊施設団体等							
商工関連団体	・商店街協同組合、商工会 等							
文化財所有者								
都道府県	・文化財部局、景観・まちづくり部局等							

・また、オブザーバーとして、国土交通省の関連部局も参加しています。

国十交诵省	・地方整備局、国道事務所 等

・現在、すべての認定都市で協議会が組織され、計画策定後においても少なくとも年1回は協議会が開催され、計画の推移状況や効果、今後の対応方針等に関する議論が行われ、計画の実施等に反映されています。

#### 3-2.「歴まち計画」策定の流れ

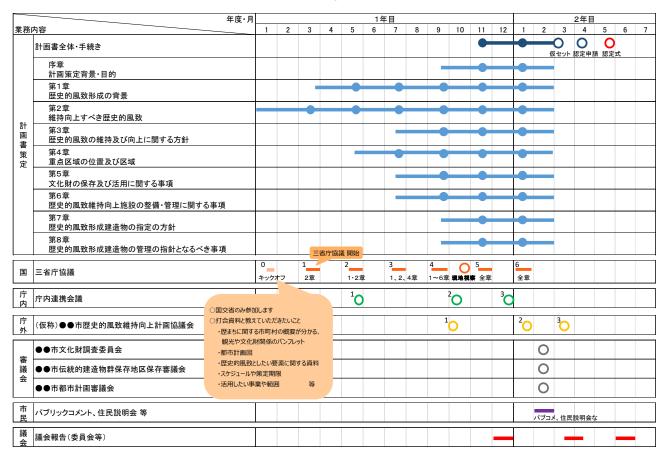
#### (1)認定までの全体スケジュール・検討事項

- ・「歴まち計画」策定について、計画策定に関する策定意向受付から開始から認定までに必要とされる期間 は1~2年程度です。
- ・策定意向から認定までの間に各自治体が検討すべき主な事項を以下に示します。P23の全体スケジュール表と併せて確認してください。



法定協議会の 立ち上げ・開催	法定協議会については、計画立ち上げ時に組織を構成し、計画書の作成内容に ついて議論を行います。 法定協議会の開催時期は、立ち上げ時、計画検討時、最終計画書確認時の3 回程度が適当と考えています。
住民意見聴取	計画作成に際し、住民意見を把握することが必須となります。 方法として一般的なものはパブリックコメントですが、より地域に踏み込んだ取り組み として、シンポジウム、住民説明会等を実施する方法もあります。
審議会への報告	自治体内に関連する審議会(文化財調査委員会や都市計画審議会)を設けている場合は、計画書案が固まった段階で内容を報告することが必要となります。
議会報告	自治体によっては議会報告が必要となる場合もあります。計画・策定段階で確認しておくことが重要です。

- ・以下に、認定までの全体スケジュールの目安を表として示します。
- ■事前相談から認定までの全体スケジュール表(めやす)



・なお、事前相談のキックオフの際は、国土交通省のみが参加します。三省庁の協議は第1回ヒアリング以降となります。

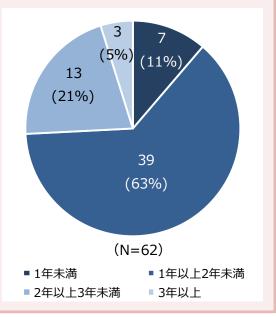
・2期計画策定自治体における事前相談から認定までのスケジュール表を以下に示します。2期計画の策 定においては、1期計画の最終年度の1年前に国からの作業依頼を確認、希望があれば相談を実施 後、最終年度の1年間で3回~4回程度の三省庁協議を実施します。



	年度·月			前年	丰度							第1期	胡計画	最終	年度					第2期
業務	内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	計画書全体・手続き	国	უნთ (	乍業 依賴												最後	8案提	申請	認定	HPで 公開
	序章 計画策定背景・目的					••	• • •	•	-											
	第1章 歴史的風致形成の背景					•••	• • •	•												
	第2章 維持向上すべき歴史的風致																			
計画	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針					••		• •	-											
書策	第4章 重点区域の位置及び区域																			
定	第5章 文化財の保存及び活用に関する事項					•	•••	•	-											
	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項					•••	• • •	• •												
	第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					•	• •		• • •	• • •										
	第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項					•	• • •	• • •	• • •	• •										
	最終評価シート																			● HPで 公開
国	三省庁協議				(希望	があ	れば)	2	クオフ 4章 終評価	7	1 全章 最終評	価	2		(3)					
庁内	庁内連携会議			-		-		-		•		•		•			-			
庁外	(仮称)●●市歴史的風致維持向上計画協議会						_							_					-	
_	●●市文化財調査委員会													報	告·意見	聴取				
審議会	●●市伝統的建造物群保存地区保存審議会													報・	告·意見	聴取				
_	●●市都市計画審議会													報	告·意見	聴取				
市民	パブリックコメント 等 ※第2期歴史的風数維持向上計画・最終評価シート														パブ	リックコ	メント			
議会	議会報告(委員会等)														-	報告		-	報告	

#### 【自治体の声】 「歴まち計画」の策定から認定までの期間

- ※平成20年以降に計画策定に取り組んだ自治体で 事前相談の開始から認定までの期間を集計
- ・歴まち計画策定から認定までの期間は、平均が1年8か月です。
- ・計画策定と同時進行で基礎調査を実施する 自治体は認定までに一定程度の時間を要する 傾向がみられます。
- ・一方、事前相談開始時に、基礎調査を終えている(歴史文化基本構想等の策定済等)自 治体においては当該計画を短期間で策定する 場合もあります。



#### (2)調査すべき事項

- ・当該計画策定において最も重要な作業は、計画書の第2章における「維持向上すべき歴史的風致」の 掘り起こし及び計画書への位置づけに関する箇所です。当該作業においては、歴史的風致として位置づ けるための「建造物」と「活動」、双方の歴史について調査することが必須となります。なお、「建造物」、「活 動」の単体では、歴史的風致として位置づけることはできません。
- ・調査時のポイントとしては、「活動」から調査を行う方が「建造物」の的が絞りやすくなります。
- ・具体的には、1)文献調査、2)実地調査(現陸調査や聞き取り調査)を行う必要があるので、それぞれの時点での主な注意点を以下に整理します。

1)文献調査のポイント	<ul> <li>・情報の一次資料を収集してください。</li> <li>例)市史に「棟札に●●年建立」と記載があることから、●●年創建であることがわかる。</li> </ul>
2)実地調査の ポイント	<ul><li>・文献で見つからないものは、現地で探しましょう。</li><li>・この際、地域の核となる方を味方に引き込むことが重要です。</li></ul>
「建造物」の 調査方法	<ul> <li>・50年以上の歴史を有することがわかることが求められます。</li> <li>・ただし、建築年が正確に把握できなくてもかまいません。また、文化財である必要もありません。</li> <li>・確認方法の主なものは以下のとおりです。</li> <li>①文献、記録 ②棟札 ③新聞記事 ④古写真・航空写真</li> </ul>
「活動」の 調査方法	<ul> <li>・50年以上の歴史を有することがわかることが求められます。</li> <li>・地域住民の活動であることが前提となります。</li> <li>・五感で感じられる活動 (①見る、②香り、③作業音・楽器音、声、④煙・蒸気) 等であることが重要です。</li> <li>・確認方法の主なものは以下のとおりです。</li> <li>①文献・記録、②新聞記事、③古写真、④会報</li> </ul>
「良好な市街地の 環境」の調査方法	・建造物と活動が一体となっていることが屋外で感じられることが求められます。

※当該作業にかかる詳細な内容については「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルのp30~34及び p83~85を参照ください。

#### 【自治体の声】「歴史的風致の基礎調査時の役立つ資料・工夫点」

【建造物】: 既往の資料調査に加え、建築士会や大学への調査協力のお願い、登記簿の確認、

寺社仏閣の場合、明治期に作成された「社寺明細」の活用 等

【活動】 : 自治体職員自らが、実際の活動団体及び活動者への聞き取り、地域の歴史文化に

詳しい人への聞き取り・調査への同行(特に重要)

地域の歴史文化・産業等が記載されている刊行物等の確認、自治体OBへの協力

依頼、50年前の活動に関する写真を広報で募集等

#### (3)歴史的風致の基礎調査に要する期間

- ・前段で示した歴史的風致の基礎調査は、一定程度の時間を費やすことが求められます。基礎調査にかかる期間は、自治体によって異なりますが、目安として1年程度は必要となります。
- ・ただし、歴史文化基本構想を策定済の自治体や既存資料等の活用ができる場合は、基礎調査が必要と ならない場合もあります。

#### (自治体の声) 歴史的風致の基礎調査実施の有無・調査期間

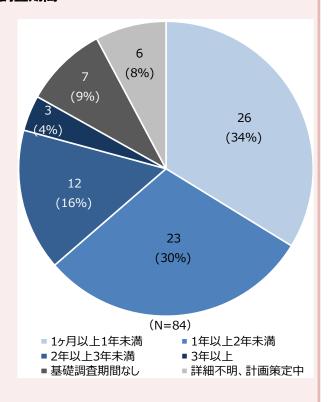
・【あり】と回答した自治体が、64自治体、【なし】と回答した自治体が7自治体あります。

#### 【あり】と回答した自治体の歴史的風致の基礎調査期間

- ・歴史的風致の基礎調査に費やした期間の平均値は、1年1カ月です。
- ・割合をみると、1年未満が34%、1年から 2年未満が30%で、64%の自治体が2年 未満と回答しています。
- ・一方で、2年以上の期間を有している自治体も20%あることがわかります。

#### 「特に時間を有した調査内容」

- ●現地でのヒアリング、実地調査及び確認、 写真撮影(祭礼は年に1度しかないた め、写真撮影のチャンスが限られる)等
- ●50年以上の建造物と活動との結び付け
- ●地域において口伝等で引き継がれているものの根拠を探すこと



#### 【なし】と回答した自治体の基礎調査が必要でなかった理由

- ・「既往の調査等を活用したため、基礎調査期間は必要でなかった」という回答がみられます。
- ・特に、『歴史文化基本構想』を策定済の自治体については、「調査策定段階で悉皆調査を実施しているため、「歴まち計画」策定時は必要に応じた追加調査のみで対応できた」 等の回答を得ています。

#### 3-3. 継続した歴史まちづくりへの取組の遂行

#### (1)1期計画の適切な評価の実施

・「歴まち計画」の認定自治体には、計画書に記載した事業を計画期間内に遂行するにあたり、以下に示す進行管理及び評価制度が導入されています。当該評価制度を活用することで、1期計画の実施に伴う効果や課題を適切に把握し、その内容を2期計画に反映することができます。

#### ●進捗評価(毎年度実施)

- ①施策・事業の施策・事業の進捗状況(アウトプット)の評価【自己評価】
- ・進捗状況(アウトプット)の評価を毎年実施し、評価結果を自治体のホームページで公表します。評価 項目は、組織体制、景観形成施策、整備・管理事業、文化財の保存活用、効果・影響等です。

#### ●中間/最終評価(中間年度及び最終年度に実施)

- ②計画の達成状況(アウトカム)の評価【自己評価】
- ・方針の達成状況(アウトカム)、計画の波及効果、歴史的風致の維持向上の状況についての評価を実施し、評価結果を自治体のホームページで公表します。
- ③事業の質の評価【外部評価】
- ・歴史・文化、景観等の観点から適切な整備かなど、質について外部有識者等に評価していただきます。

#### (2)2期計画移行後の取組

・歴史まちづくりの取組は、法制定から10年を過ぎました。また、「歴まち計画」の計画期間は、概ね10年で遂行している自治体が多いことから、2期計画に取組む自治体が増えてきています。ここでは、このような自治体がさらなる歴史まちづくりを遂行する上でのポイントを整理します。

#### ①「伝わる」取組の強化

- ・地域固有の歴史的風致はそれぞれ良さがありますが、外見だけではその良さが必ずしも伝わりません。その ため、初めて地域を訪れる人々に歴史的風致の良さをしっかりとわかりやすく伝える努力や検証が重要で す。
- ・具体的には、ARやVRなどによる建物や町なみ体験の実施、観光案内看板をQRコードで読み込む多言 語対応看板の設置、観光客が身近に地域文化を体験できるようなイベント等の実施などが考えられます。



AR・VRによる小峰城の再現 (福島県白河市)



観光案内看板: QRコードで5ヶ国語対応 (和歌山県和歌山市)

#### ②景観規制の強化

・歴史まちづくり法は、社会資本整備総合交付金の嵩上げ措置など、基本的には予算措置を中心とする 誘導的施策ですが、今あるまちなみをいかに守っていくかという規制的な措置をあわせて講じることが歴史ま ちづくりを遂行するうえでは有効です。そのため、「歴まち計画」策定自治体においては、2期計画認定ま でに景観計画を策定することを運用指針で位置づけています。特に、歴史まちづくり法の重点区域にお いては、その風致にあわせた形で景観規制を設けることが重要です。

項目	策定済み	検討中	計	割合 ( )内は検討中を含む割合
景観計画策定	66	11	77	76.7% (89.5%)
屋外広告物条例 (独自条例)制定	38	6	44	44.2% (51.2%)

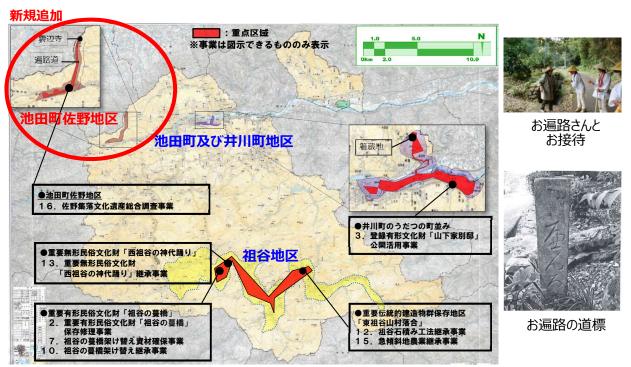
認定都市における景観計画策定・屋外広告物条例制定状況



高度地区の見直しによる景観規制の強化(石川県金沢市)

#### ③新たな地域資源の掘り起こし

- ・これまでに「歴まち計画」を策定した自治体が重点区域の核として位置付けている文化財等のバリエーションをみると非常に多様であることが把握できます(p5参照)。そのため、他自治体の計画も参考としながら、各自治体が2期計画の策定機会にポテンシャルのある地域資源の掘り起しを実現していくことが求められます。
- ・徳島県三好市では、史跡「阿波遍路道」の追加指定を受け、2期計画に当該史跡を核として新たに風致を 設定し、「池田町佐野地区」を重点区域に追加し、歴史的資料の発掘や古民家等の調査を実施しています。



# 「歴まち計画」策定についてお困りごとなどありましたら お気軽にご相談ください。

# 〈問い合わせ先〉

名称	電話番号
文化庁 文化資源活用課	03-6734-2415(直通)
農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課	03-3502-6004(直通)
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表)
四工义地自 即归归 厶图称地,京既味	03-5253-8954(直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311(代表)
東北地方整備局建政部計画管理課	022-225-2171(代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151(代表)
	048-600-1905(直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880(代表)
心性地力走順內 建以即 計画 建改准来床	025-370-6571(直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8571(直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141(代表)
中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	082-221-9231(代表)
中国地力整備局 建欧部 部门 往七罡佣秣	082-511-6195(直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061(代表)
四国地力走桶内 建以即 可画 建成准未休	087-811-8314(直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331(代表)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031(代表)
/小哈心口学幼月   州光廷政引 建政注来。地力登渊林	098-866-1910(直通)